

岩手県告示第581号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に公金事務を令和6年4月1日次のとおり委託した。

令和6年12月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定公金事務取扱者		委託した公金事務に係る歳入等 又は歳出	指定年月日	委託期間
名 称	住所又は事務所の所在地			
弁護士法人ブレインハート法律事務所	東京都千代田区丸の内三丁目4番1号	生活保護法（昭和25年法律第144号）第63条の規定による返還金及び同法第78条第1項から第3項までの規定に基づく徴収金の収納	令和6年4月1日	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで